

5 介 第 365 号
令和 5 年 9 月 26 日

関係各位

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和 5 年台風第 13 号で被災した被保険者に係る介護サービス等利用料の負担の取扱いについて (通知)

このことについて、令和 5 年台風第 13 号により被災した本市の介護保険の被保険者 (要介護認定者又は事業対象者) について、次の対象要件のいずれかに該当する場合、介護サービス事業所等へ口頭で申し出ることにより、利用料の支払いを不要とする取扱いを実施しますのでお知らせします。

ただし、後日、対象要件に該当しないことが判明した際は、利用料を徴収していた場合がありますのでご了承ください。

1 対象要件

- (1) 災害により、被保険者の住家が全壊、半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 (り災判定：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象)
- (2) 災害により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- (3) 災害により、主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 災害により、主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合
- (5) 災害により、主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

2 対象となる介護サービス利用料

- (1) 介護 (予防) サービスに係る利用料
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業に係る利用料
※介護保険住宅改修費並びに介護保険施設等における食費・居住費については、対象となりません。

3 免除期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで

4 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

別紙のとおり、請求くださるようお願いいたします。

【お問合せ先】

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地
介護保険課 介護保険係 電話 0246-22-1193 (直通)